

東浦町地域農業推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 東浦町の農業をとりまく諸情勢に対応し、地域農業の振興に寄与するため、地域農業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(推進委員会の業務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域農政推進に関する業務
- (2) 水田農業推進に関する業務
- (3) その他必要な業務

(推進委員会の構成)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 農地利用最適化推進委員
- (3) あいち知多農業協同組合の理事又は運営協議会委員

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員の定員は、60名以内とする。

(役員等)

第4条 推進委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議においては、会長が議長を務める。

(地区及び地区代表)

第6条 推進委員会は、森岡、緒川、緒川新田、石浜、生路、藤江の地区ごとに活動する。

- 2 各地区に地区の委員の代表（以下「地区代表」という。）1名を置く。
- 3 地区代表は、第3条第1項第3号に該当する者のうち地区を代表する者をもって充てる。
- 4 地区代表は、地区の推進委員会の業務を総理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。